



国住生第202号
平成19年10月9日

各都道府県住宅・建築行政主務部長殿

国土交通省住宅局住宅生産課長



中小企業金融公庫等による建築関連の中小企業者対策の実施について

本年6月20日に、構造計算書偽装問題の再発防止等を図るため、構造計算適合性判定制度の導入、建築確認申請図書等の大幅な見直し・拡充等を内容とする改正建築基準法が施行されたところであります。本改正は同問題を踏まえ、確認検査の厳格化に係る各般の措置を内容とするものであります。改正内容について設計者、建築確認審査担当者等の関係者が熟知していないこと、行政実例が蓄積されていないこと等から、建築確認等の手続が大幅に遅延し、建築着工の激減を招いているところであります。

これに対しては、各種情報の提供等を講じることにより、改正法の施行の円滑化に努めているところです。

一方、建築着工の激減の影響を受け、大工・工務店など関連中小企業等への資金繰りなどの経済的影響が懸念されています。このため、別紙の通り、政府系中小企業金融機関等に特別相談窓口を設置し、関連中小企業者の経営上の相談に応じる体制を整えるとともに、影響を受ける中小企業者については、政府系中小企業金融機関において、セーフティネット貸付を利用可能とすること、政府系中小企業金融機関において、返済猶予等既往債務の条件変更について、関連中小企業者の実情に応じて対応する措置が講じられることとなりましたので、お知らせします。

貴職におかれましては、貴管内市町村、住宅・建築関連団体等及び貴都道府県知事指定の指定確認検査機関に対しても、この旨周知方お願いします。

【融資に関するお問い合わせ先】

中小企業金融公庫	http://www.jasme.go.jp/jpn/bussiness/a400.html
商工組合中央金庫	http://www.shokochukin.go.jp/tempo/index.html
国民生活金融公庫	http://www.kokukin.go.jp/tempo/index.html
沖縄振興開発金融公庫	http://www.okinawakouko.go.jp/index.html

改正建築基準法の施行に関する追加措置について

平成19年10月9日

国土交通省

6月20日に施行された改正建築基準法につきましては、確認申請手続の円滑化が図られるよう、実務者に対する情報提供等に努めているところですが、更にその一層の徹底を図るとともに、建築関連中小事業者の資金繰りを支援するため、以下の措置が講じられました。

(1) 都道府県知事あて総務省との連名通知の発出

改正建築基準法の円滑な施行に向けて、国土交通省として、これまで各般の情報提供を行ってきたところですが、今後は、各都道府県等において、よりきめ細かな情報提供、相談対応等を図っていただくよう、総務省とも相談の上、都道府県知事あてに総務省との連名通知を発出します。(別添1)

(2) セーフティネット貸付の実施

大工・工務店など関連中小企業等への資金繰りなどの経済的影響が懸念されることから、中小企業庁に対応の要請を行い、本日より、政府系中小企業金融機関等に特別相談窓口が設置され、セーフティネット貸付及び既往債務の返済条件の緩和措置が講じられることとなりました。(別添2)

国土交通省においても、地方整備局、地方公共団体、関係事業者団体等に周知を図ります。

問合せ先 国土交通省住宅局建築指導課 企画専門官 安藤恒次 (39-515)
課長補佐 松野秀生 (39-519)
代表 03-5253-8111 夜間直通 03-5253-8513

総行行第 号
国住指第 号
平成19年10月9日

各都道府県知事 殿

総務省自治行政局長

国土交通省住宅局長

改正建築基準法の施行に伴う建築確認等の手続きの円滑化について

本年6月20日に、構造計算書偽装問題の再発防止等を図るため、構造計算適合性判定制度の導入、建築確認申請図書等の大幅な見直し・拡充等を内容とする改正建築基準法が施行されたところであります。本改正は同問題を踏まえ、確認検査の厳格化に係る各般の措置を内容とするものでありますが、改正内容について設計者、建築確認審査担当者等の関係者が熟知していないこと、行政実例が蓄積されていないこと等から、建築確認等の手続が大幅に遅延し、建築着工の激減を招いているところであります。

貴職におかれましては、確認検査の厳格化の趣旨に留意しつつ、下記の措置を講じることにより、建築確認等の手続のより一層の円滑化を図っていただきますようお願いいたします。また、この旨貴都道府県内の特定行政庁に対して周知方をお願いいたします。

記

1. 改正建築基準法の運用に係る情報の共有、確認審査等に係る運用の統一を図るため、貴都道府県内の特定行政庁、指定確認検査機関、指定構造計算適合性判定機関等に対する説明会を開催する等必要な措置を講じていただきたいこと。
2. 今回の改正の趣旨、内容の周知徹底を図るため、貴都道府県内の建築主側、設計・施工側の関係団体に対する説明会を開催するとともに、当該関係団体に対し、会員に対する周知徹底を図るよう要請していただきたいこと。
3. 相談窓口を設置するなど、設計者、施工者等からの法令解釈、申請図書の記載方法等に係る相談についてきめ細かく対応していただきたいこと。また、設計者、施工者等が今回の改正の趣旨、内容について十分に習熟するまでの間、具体の建築確認申請事案に関する事前相談を受け付けるとともに、貴都道府県内の特定行政庁及び貴職指定の指定確認検査機関においても同様の措置を講ずるよう要請することにより、確認検査に係る審査の円滑化を図っていただきたいこと。

4. これまで日本建築行政会議等と協力して講じてきた改正建築基準法の運用に係る各般の情報提供等について、再度、貴都道府県内の建築主側、設計・施工側の関係団体、特定行政庁並びに貴職指定の指定確認検査機関及び指定構造計算適合性判定機関に対して徹底していただきたいこと。
5. 今回の改正の趣旨を住民及び企業等に広く周知するため、広報誌等を積極的に活用するとともに、商工会議所等へ協力を求めていただきたいこと。貴都道府県内の市町村にも同様の措置を講ずるよう要請していただきたいこと。

平成19年10月9日
経済産業省



建築関連の中小企業者対策について

今般の建築着工件数の急激な減少を踏まえ、本日（9日）建築関連の中小企業者を対象に建築資材関連中小企業者も含めた対策として、以下の措置を講じることとしました。

1. 特別相談窓口の設置

政府系中小企業金融機関（中小企業金融公庫、国民生活金融公庫、商工組合中央金庫、沖縄振興開発金融公庫）、信用保証協会、主要商工会議所、商工会連合会及び各経済産業局に特別相談窓口を設置し、中小企業者に対する経営上の相談を受け付ける。

2. セーフティネット貸付（経営環境変化対応資金）の適用

影響を受ける中小企業者については、政府系中小企業金融機関において、セーフティネット貸付（経営環境変化対応資金）が利用可能。

3. 既往債務の返済条件緩和の対応

政府系中小企業金融機関において、返済猶予等既往債務の条件変更について、関連中小企業者の実情に応じて対応する。

●本発表資料のお問い合わせ先

中小企業庁事業環境部企画課経営安定対策室

担当者： 伊藤補佐、野田係長

電話： 03-3501-1511（内線 5251）

03-3501-2698（直通）

セーフティネット貸付制度

～経営環境変化対応資金～

1. 制度概要

社会的、経済的環境の変化等により、一時的に業況の悪化をきたしている中小企業者に対し、経営基盤の強化を図るための運転資金を融資する制度。

2. 実施機関

中小企業金融公庫、国民生活金融公庫、商工組合中央金庫等

3. 融資条件

(1) 中小企業金融公庫

融資限度：通常の運転資金融資枠2.4億円を4.8億円に倍増

融資利率：基準利率(5年以内 2.40%:H19.9.12 現在)

融資期間：7年以内

元金返済据置期間：通常1年以内 → 2年以内に延長

その他：無担保・担保不足の場合でも融資可能(金利上乘せ)

(2) 国民生活金融公庫

融資限度：4,800万円

融資利率：基準利率(5年以内 2.40%:H19.9.12 現在)

融資期間：7年以内

元金返済据置期間：通常1年以内 → 2年以内に延長

(3) 商工組合中央金庫

融資限度：4億8千万円

融資利率：財務状況に応じた金利上乘せをせず、
基準利率(5年以内 2.40%:H19.9.12 現在)

融資期間：7年以内

元金返済据置期間：2年以内

その他：担保不足の場合でも融資可能(金利上乘せ)